

## 川西町地域密着型サービスの区域外指定及び利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域密着型サービス事業者の区域外指定に関する基準を定め、地域密着型サービスの適正な運営と利用を実現することを目的とする。

(町外の地域密着型サービス事業所の指定要件)

第2条 町長は、町外の地域密着型サービス事業所について、当該事業所が所在する市町村長の同意が得られ、かつ、次の各号の要件を満たす場合に指定を行うものとする。

- (1) 該当事業所の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）が町内の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること
- (2) 利用希望者が該当事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること
- (3) 該当事業所所在市町村にその者を介護する家族、親族等又は、後見人がいること

2 前項第1号の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であることとは、次のような場合をいう。

- (1) 町内に同種のサービスが存在しない場合
- (2) 町内の同種サービスにおいて3か月以上の期間にわたり定員の空きがない場合
- (3) 町内の地域密着型サービス事業所よりも利用を希望する町外の地域密着型サービス事業所の方が自宅から近く、かつ、生活圏内にあると認められる場合。ただし、認知症対応型共同生活介護を除く。
- (4) 虐待等の理由による場合
- (5) その他、町内の地域密着型サービスの利用について第1号から第4号と同程度の困難性が認められる場合

(他の市町村が町内の地域密着型サービス事業所を指定する場合の同意要件)

第3条 町長は、次の各号の要件を満たす場合に、他の市町村長による町内の地域密着型サービス事業所の指定に同意するものとする。

2 認知症対応型共同生活介護に関する同意要件は以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定対象事業所の要件（アからエのすべてに該当していること）
  - ア 開設から1年を経過していること
  - イ 入居を申請している既存の待機者がいない旨又は既存の待機者よりも入居の必要性が高い旨の申立書が指定対象事業所から提出されている

こと

ウ 同意申請に係る入居の希望者（以下「入居希望者」という。）を含め、川西町の介護保険被保険者でない者の割合が事業所定員の2割以下であること

エ 入居希望者の受入れ後に定員の空きが1名以上あること

(2) 入居希望者の要件（ア又はイのいずれかに該当していること）

ア 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること

イ 利用希望者が該当事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること

3 地域密着型通所介護に関する同意要件は以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 指定対象事業所の要件（ア及びイ又はウに該当していること）

ア 当該事業所が当該同意申請に係る自治体と隣接又は近接する地区に所在していること

イ 要支援の認定を受けていた利用者が認定更新申請又は区分変更申請に伴い、要介護に認定が変更となった場合で、更新申請又は区分変更申請前に介護予防通所介護又は第一号通所事業のサービスを提供していた事業所であること。また、認定更新又は区分変更後も利用者又はその家族が該当事業所の利用を希望し、かつ、継続して該当事業所の利用が必要であると介護支援専門員が判断していること

ウ イ以外の事業所

同意申請に係る地域密着型サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）を含めて川西町の介護保険被保険者でない利用者（川西町に住民登録があり、住所地特例により他の市町村の被保険者となっている者を除く。）の割合が、契約者数の2割以下であり、現在の利用者数及びサービス利用状況等を勘案し、指定申請に係る利用希望者の受入れ後に2名以上のサービス利用が可能と認められること

(3) 利用希望者の要件（ア又はイのいずれかに該当していること）

ア 住所地の同種の地域密着型サービスを利用することが不可能又は著しく困難であること

イ 利用希望者が該当事業所の所在する市町村に一時的に居所を置いている場合、住民登録を異動することができない相当の理由があり、引き続き6か月以上の期間、現在の居所で生活することが見込まれること

(例外措置)

第4条 地域密着型サービスの利用が早急に必要と認められる特別な事情がある場合は、前条までの規定によらず個別に判断を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。